

宝くじ収益金の配分割合の見直しを求める意見書

全国の都道府県と政令指定都市に入る、宝くじの収益金年間約3,600億円のうち、約300億円が、大阪府、大阪市、堺市の3自治体に配分されている。この約300億円の3自治体での配分割合については、2005年に、2000年の国勢調査の「昼間人口」と、2003年度の域内での販売実績を基に算出することとし、大阪府43%、大阪市50%、堺市7%となった。しかしその後、2014年に、大阪府・大阪市の協議で、両自治体間の比率のみ、「夜間人口」を基にすることとなり、2015年度から、大阪府50%、大阪市43%と変更された。これに伴い、大阪市から大阪府へ、財源約20億円が移譲されている。この結果、「昼間人口」で全体のうちの堺市の配分率を決め、「夜間人口」で大阪府・大阪市の配分率を決めるという、いびつな二重基準になってしまっている。全国の道府県と、政令市における、宝くじ収益金の配分割合については、それを取り決める法律がないものの、同一府県内で、二重基準で配分しているのは、大阪だけである。また、大阪府・大阪市間は、5年に1回、配分比率の見直しを行う予定となっている一方で、堺市との間では、2005年以来、一度も見直しが行われていない。政令市移行後10年以上が経過し、その当時に基準とした2000年の国勢調査、2003年度の販売実績は、現況と少なからぬかい離がある。そこで、これらの状況を改善するため、下記の3点を要望する。

記

1. 配分割合の算出の基となる、人口と販売実績について、現況に合った見直しを行うこと。
2. 大阪府・大阪市間と同様に、販売実績と「夜間人口」を基にした算出に統一すること。
3. 大阪府・大阪市間と同様に、一定期間ごとの見直しを規定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月8日

堺市議会

大阪府知事宛